

悪質商法対策ゲームⅢ

資料4

若者から高齢者までの人生すごろくを進めながら、さまざまな悪質商法の事例やその対処法を楽しく学べる教材です。成年となる前後の若者が消費者として知っておきたい、契約の基本やクーリング・オフ制度、未成年者取消権、消費生活センターの役割などを身に付けることが目的とされています。（作成元：公益財団法人消費者教育支援センター）



貸し出し可能です！

ネット通販のトラブル

ネット通販で、欲しかったギターが80%オフの5万円で売られていた。あなたは購入しますか？

お断りカードがあれば



契約を断ることができる。

お断りカードがない場合

注文して5万円振り込んだが、ギターが届かなかった。

-10point



クーリング・オフカードは通信販売なので使えない。相談カードがあれば、商品の送付や返金を求めることができ、ポイントはマイナスされない。

未成年者の契約についてのQ

未成年者の場合、取消できる契約はどれ？

- A お小遣いで買ったゲームアプリ
- B 保護者の同意を得ず買った5万円のパソコン

答 B

正解したらアクションカードを1枚もらえる

(すごろくの中で出題される問題の一例です。)

◆遊び方

通常のすごろくと同様に、サイコロを振り出た目の数だけコマを進めます。指定の場所に止まるとカードを引くようになっており、引いたカードの問題に答えながら進めていきます。



～感想～

- ・生徒の立場に立って実際に体験型のゲームができてよかったです。
- ・ゲームを通じて、消費者の権利や義務、法律等が分かった。ぜひ職員研修、PTAの研修等で取り上げたい。



(実際に小・中・女子高教職員研修で先生方に体験をしてもらっている様子です。)

貸し出しのご希望、悪質商法対策ゲームⅢの注文、その他ご不明点等ございましたらお問合わせ下さい。

◇問い合わせ先 ・電話 (0852) 55-5644
松江市役所 消費・生活相談室